第４次飯山市男女共同参画計画（素案）へのご意見をお寄せください

【 男女共同参画計画とは 】

　飯山市では令和２年度～令和６年度までの新たな男女共同参画推進のための基本的な計画（第４次飯山市男女共同参画計画）を策定するにあたり、飯山市男女共同参画策定委員会設置要綱の規定に基づき飯山市男女共同参画策定委員会を令和元年5月に設置し、これまで3回にわたりご審議いただきました。

　このたび、協議内容をまとめた計画（素案）について、市民や事業者の皆さんにご覧いただき、素案に対するご意見をお伺いしたいので、次のとおり募集いたします。

１　意見募集の案件名　第4次飯山市男女共同参画計画（素案）　【PDF形式：1,227KB】

２　意見提出対象者について

（１）　市内に住所を有する者

（２）　市内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体

（３）　市内に存する事務所又は事業所に勤務する者

（４）　市内に存する学校に在学する者

（５）　前各号以外で今回ご意見を募集する案件に利害関係を有する者

３　公表する素案の閲覧場所

（１）　飯山市教育部人権政策課　午前９時00分から午後５時00分まで（土・日・祝日を除く。）

（２）　飯山市ホームページを利用した閲覧

４　意見の提出期間

　令和２年１月22日（水）から令和２年２月25日（火）まで

５　意見の提出方法

次の様式をご利用ください。電話などの口頭でのご意見、匿名のご意見はお受けできませんので、必ず必要事項を明記うえ次のいずれかの方法で送付してください。なお、収集した個人情報については、飯山市個人情報保護条例の規定に従って適切に取り扱います。

意見書様式　【word形式：17KB】　／　意見書様式　【PDF形式：86KB】

（１）　電子メールによる提出

　　　　　メール・アドレス　jinken@city.iiyama.nagano.jp

（２）　ファクシミリによる提出

　　　　　FAX番号　0269-62-5990

（３）　持参又は郵送による書面提出

　　　　　〒389-2292　飯山市大字飯山1110番地1　飯山市役所教育部人権政策課

　　　　　（郵送の場合、意見提出期間の最終日の消印を有効とします。）

６　提出された意見と市の考え方の公表予定時期と方法

飯山市ホームページで３月中旬頃公表の予定とします。

いただいたご意見は、取りまとめた上で、必要に応じてそれらに対する市の意見とともに公表します。なお、ご意見に対する個別の回答はいたしませんのでご承知おき願います。